

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 5月17日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 「東日本沖鯨類広域航空目視調査」に係る飛行業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成30年 7月 9日
至)平成30年 7月20日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、項目毎の単価に予定数量を乗じた価格とその他費用の総額を記載する金額に当該金額に1円未満の端数を切り捨てた金額を切り捨てた金額を加算した金額を、入札者又は事業者であるか否かを問わず、見積り金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」、「調査・研究」、「運送」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

- ① 直接交付
国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所業務推進部業務管理課用度係
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「東日本沖鯨類広域航空目視調査」に係る飛行業務」入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「東日本沖鯨類広域航空目視調査」に係る飛行業務」入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年5月28日までに上記3.あてにてメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの

質疑をとりまどめ、回答は入札説明書受領者全員に對してよ
行うと説明も当に構の、回ホ一ムページに公表するに
りも明に代え、の。の。個人に開する情等あて
札とし、質得疑、記あ場合す法報の、該
ただし、し、れ、記あ場合す法報の、該
た識別おそ、記あ場合す法報の、該
人を識る該質、記あ場合す法報の、該
害すは當該質、記あ場合す法報の、該
又る。記あ場合す法報の、該

5. 入札の日時及び場所等

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 入札の日時及び場所 | 平成30年6月7日 14時00分
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所 会議室 |
| (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所 | 平成30年6月6日 17時00分
3. ①に同じ。 |

6. その他

- | | |
|--|---|
| (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨。 |
| (2) 入札保証金及び契約保証金 | 免除。 |
| (3) 競争参加者に要求される
事項 | この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した航空機材を所有していることを証明する書類を平成30年5月31日までに提出しなければならぬ。 |
| (4) 入札の無効 | 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。 |
| (5) 契約書作成の要否 | 要。 |
| (6) 落札者の決定方法 | 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 |
| (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。 | |
| (8) 詳細は入札説明書による。 | |

7. 契約に係る情報の公表

- | | |
|--|---|
| (1) 公表の対象となる契約先 | 当該先 |
| 次の①及び②いずれに
① 当機構において役員を
当職以上の職を
再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2 | 経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等※注1として
経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等※注1として
引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること |
| なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。 | |
| ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。 | |
| ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。 | |
| (2) 公表する情報 | 当該先 |
| 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。 | |
| ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名 | |
| ② 当機構との間の取引高 | |
| ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上 | |
| ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨 | |
| (3) 当機構に提供していただく情報 | 当該先 |
| ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等) | |

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただけであれば、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 「東日本沖鯨類広域航空目視調査」に係る飛行業務
2. 業務目的 本業務は、東日本沖太平洋において航空機を用いた目視調査を実施することにより、ツチクジラをはじめとする重要漁獲対象鯨種の分布状況・来遊量に関する情報を得ることを目的とする。
3. 業務場所 東日本沖太平洋（図1のとおり）
4. 業務期間 自) 平成30年 7月 9日
至) 平成30年 7月20日
（上記期間のうち航空機を使用する期間は調査3日間および予備1日間とし、事前に協議して決定する。）
5. 予定数量 1) 飛行時間：18時間
※1 発進から停止までの航行時間とし、1時間に満たない時間は繰り上げとする。
※2 上記数量に母港から調査開始空港までの航行時間を加えるものとする。
6. 業務内容
 - 6-1 総則
 - 1) 本業務は、仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。
 - ①航空法
 - ②その他関係法令及び諸規則等
 - 2) 関係省庁への届出等は、請負者が行うものとする。
 - 3) 当所から請負者に「平成30年度東日本沖広域鯨類航空目視調査 調査要領」を供与する。
 - 4) 打ち合わせ協議
請負者は、本業務の円滑な進捗を図るため、当所担当職員と十分に打ち合わせを行い、その結果に基づき業務を行うものとする。打ち合わせは、原則として業務開始前と業務期間中の着陸時に行うものとする。
 - 5) 秘密の保持
請負者は、本業務を実施する上で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
 - 6) 損害賠償
本業務の作業中に第三者に与えた損害等にかかる賠償は、すべて請負者の負担とする。
 - 6-2 航空機仕様 ※本業務の遂行上、以下の性能を満たすものとする。
 - 1) 双発機であること。

- 2) 機体下方の視界を確保するため、機体両側面にバブルウインドウが装備されていること。
- 3) 乗員の他に、調査員として職員4名が搭乗可能なこと。
- 4) 洋上（人、物件を含む。）より高度700フィートを維持して飛行可能なこと。
- 5) 対地速力が250km/h程度以下を維持して飛行可能なこと。
- 6) 調査日程内に調査海域を十分カバーできる速力と航続距離を有すること。
- 7) 定められたコースに従い、飛行可能なこと。
- 8) 航続時間が6時間程度を維持できること。
- 9) その他、飛行機の安全な航行に必要な諸機器を有すること。

6-3 作業内容

- 1) 業務開始日に担当職員が使用機材の母港に進出し、請負者との事前打ち合わせを行う。
- 2) 使用機材の母港から調査基地である仙台空港に移動する。なお、移動中あるいは到着後に機内にて、担当職員が機材設置・作動確認を行い、以降の調査に備える。
- 3) 天候状況等の良い日に仙台空港を基地とし、3日間で計18時間程度の調査を行う（飛行コースは、図参照）。
- 4) これら調査の終了後、仙台空港から使用機材の母港に帰還する。
- 5) 業務完了時には、本業務に係る航空日誌（写し）を提出する。
- 6) 本業務に必要な燃料及び消耗品は、請負者の負担とする。

7. その他 詳細については調査要領並びに担当職員の指示に従うこと。また、本仕様書について疑義、あるいは定めのない事項が生じた場合は、担当職員と請負者との協議によって解決するものとする。

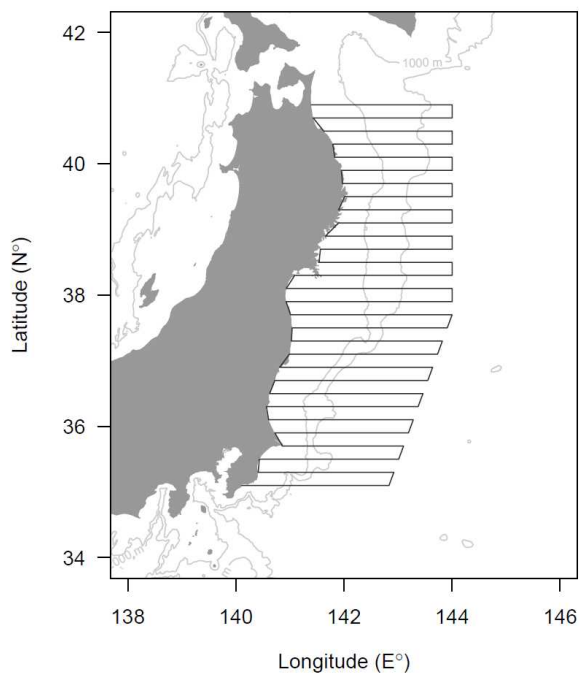


図1. 東日本沖広域鯨類目視調査において東日本沖太平洋に設置された飛行予定コース。